

2018. 9. 21 第34回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第34回口頭弁論期日が終わりました。

私たちの主張の概要をパワーポイントを使って説明しました。もう少し詳しく説明したかったのですが、時間の制約があり、駆け足での説明になってしまいました。それでも傍聴された方には、分かりやすい説明だったと思います。

改めて、強く、思います。浜岡原発は、直ぐに廃炉にしなければならないということです。

また、準備書面38を提出しました。A-17というグループの断層が活断層であることを述べたものです。そして、中部電力が開示した原子炉建屋の工事の際の写真から、少なくとも4号機の原子炉建屋の直下には、無数の断層があることが分かりました。そのことも準備書面で述べました。あとで、青山弁護士から、更に詳しく説明してもらう予定です。

さて、前回の口頭弁論期日から約3か月経ちました。その間にあったことを振り返ってみます。

何と言っても大きな出来事は、9月6日の北海道胆振地方の地震です。最大震度7という大変大きな地震でした。この地震は、これまで知られていた断層とは違った場所で起きたとされます。これまで断層があると知られていなかった場所でも、震度7の地震が起きるのです。どこでも、いつになるか分かりませんが、震度7クラスの地震が起きるのです。浜岡原発直下で、明日にも起きる可能性があるのです。6月18日の大阪北部での震度6弱の地震にも驚きましたが、胆振地方の震度7の地震には本当に驚きました。九州の熊本で起き、今度は北海道です。その後は、浜岡直下ということも考えられます。決して想定外ではありません。浜岡直下で大きな地震が起きるということを想定しておかなければなりません。今年の夏の西日本の豪雨災害をみても、良く、分かります。私たち人間は、到底、自然の猛威には勝てません。被害を最小限におさえるための手当てをしておくしかないのです。原子力発電所は、大変、危険なものです。原子力災害が発生してしまったら、施す術はありません。今から、被害を最小限におさえるために、廃炉に向けた行動をとらなければなりません。

前回の口頭弁論期日後の記者会見で述べましたが、中部電力は、3～5号機の工事の際に地盤を掘削したときの底面の写真を、総て、公開すべきです。すべてを公開することが原子力事業者の責任ではないでしょうか。皆様も、中部電力に対し、公開するように求めて頂きたいと考えます。

弁護士 鈴木 敏 弘